

# 令和8年度 地域活性化雇用創造プロジェクト 「事業多角化・新分野進出支援事業」業務委託 仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が実施する「事業多角化・新分野進出支援事業」の仕様を次のとおり定める。

※本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と協議の上で決定する。

## 1 業務の名称

「事業多角化・新分野進出支援事業」業務委託  
【厚生労働省所管：地域活性化雇用創造プロジェクト】

## 2 業務の趣旨・目的

県内ものづくり企業（以下、「企業」という。）が景気等に左右されず持続的発展を目指すには、主たる事業の発展だけでなく、事業領域の拡大や新たな産業分野への進出・展開に向けたチャレンジが重要である。

そこで、企業の実情や成長産業分野に関する知見を有するコーディネーターを配置し、伴走支援を行うことにより、輸送機器を中心としたものづくり産業集積の強みをさらに伸ばしつつ、成長が見込まれる分野への進出を促し、今後増加する付加価値を本県経済へ取り込むことを目指す。

また、人口減少対策は、甲の最重要課題の1つである。企業の事業多角化・新分野進出を支援することで、多様な人材が魅力を感じる企業を育成し、雇用の場を創出するとともに、良質で安定的な雇用創出に繋げることを目的とする。

## 3 業務内容

乙はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せ事項等を踏まえ、企業の実情や成長産業分野に関する知見を有するコーディネーター（2～3名）を配置することにより、以下事項を遂行することとする。

なお、業務実施にあたり必要と思われる事項について、この仕様書に定めがない場合は、別途協議して決定することとする。

- (1) 次世代自動車産業、医療・ヘルスケア関連産業、航空・宇宙産業等をはじめとした成長産業分野への参入や事業拡大に関心を有する企業または可能性のある企業の掘り起こし。
- (2) 上記に基づく、企業ニーズや可能性に応じた各種支援策の提案及び支援の実施。
  - ・国競争的資金の案内及び獲得支援
  - ・展示会・セミナー・マッチング事業等の情報提供、参加案内、出展支援
  - ・対象分野のメーカー、関係機関等とのマッチング など
- (3) その他、成長産業分野に関する業界動向把握・情報収集、甲が実施する事業多角化に関する各種事業への協力。

#### 4 委託費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。なお、事業管理で発生する雑務的経費については、具体的な経費を積み上げた形で計上できるものに限って認めるものとする。

#### 5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 6 雇用創出効果の確認

- (1) 乙は、甲が定める雇用創出効果（アウトプット指標（支援企業数）、アウトカム指標（就業者数及び良質な雇用による就業者））達成を目標に事業を実施し、特にアウトカム指標の90%以上の達成に努めなければならない。
- (2) 乙は、本事業で支援した企業に対し、事業による「雇用創出効果」を確認し中間報告及び事業実績報告を取りまとめ、甲へ報告する。なお、確認時期、方法及び様式については、甲と協議の上で決定する。

#### 7. その他留意事項

- (1) 事業物品  
事業を実施するために必要な機器・備品については、レンタル・リースを原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めない。
- (2) 成果品の帰属  
本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、県に帰属する。
- (3) 秘密の保持  
ア 本業務に関し、甲に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。  
イ 本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。  
ウ 乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 個人情報の保護  
乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月二十三日群馬県条例第七十六号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 再委託の制限  
乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先毎の業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、その了解を得なければならない。
- (6) その他  
ア 本業務の実施にあたっては、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行うこと。  
イ 乙は本業務の進捗状況を適宜報告し、甲と調整を図ること。  
ウ 乙は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要性があると認められる場合は、甲と協議すること。